

「気象庁 緊急地震速報一般提供に向けた周知・広報推進本部」
の設置について

1. 背景及び設置目的

緊急地震速報については、本年2月28日に開催された「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」において最終報告書がとりまとめられ、広く国民への情報提供開始までの約6ヶ月間における緊急地震速報の特徴・限界及び利用の「心得」について、重点的な広報活動が必要とされたところです。

また、3月20日に行われた中央防災会議において、会長である総理大臣より、利活用方策についての検討及び政府一体となった国民への普及・啓発への取り組みについて指示があったところです。

気象庁としましては、緊急地震速報の広く国民への提供に向けて、集中的、効果的に周知・広報活動を推進するため、気象庁次長を本部長とする「気象庁 緊急地震速報一般提供に向けた周知・広報推進本部」を設置します。

2. 検討内容

- ・周知・広報計画の策定・推進
- ・関係機関との連携方策
- ・周知・広報状況の把握 等

3. 推進本部構成員

別紙のとおり

4. 推進本部事務局

総務部総務課、総務部企画課、地震火山部管理課

5. 設置日

平成19年3月20日

問い合わせ先：

気象庁総務部企画課

電話 03-3212-8341（内線 2225、2248）

別紙

本部長	次長
副本部長	総務部長
〃	地震火山部長

本部員	総務部総務課長
	総務部企画課長
	総務部民間事業振興課長
	総務部経理管理官
	予報部業務課長
	観測部計画課長
	地震火山部管理課長
	地球環境・海洋部地球環境業務課長

(本部長は、必要と認めるときは、本部構成員以外のものを参加させることができる)